

## 第4章

まちづくりを進めるために



## 第4章 まちづくりを進めるために

「住み続けたいまち」「素敵なまち」とは、単に機能的に充足した街や美観が優れている街のみを言うのではなく、そこに生活するひとりひとりが「わがまち」として誇りを持ち、生き生きと暮らせるまちのことです。

本計画の将来像に掲げた「豊かな水と緑に囲まれ、活力のある、住み続けたいまち 東久留米」の実現を図るためには、市民ひとりひとりが、まちづくりという「生活の舞台」の主役としての自覚を持ち、主体的に活動していくことが重要です。そして、計画の初期の段階から、市民と行政、そして専門家などが協働して創造的なまちづくりの過程を築いていくことが求められています。

そして、市民ひとりひとりが「わがまち」への愛着と関心を持ち、様々なことを学び発見していくこと、単なる個人的あるいは一区域のみの利害を越え、公に供する心をもってあるべきまちの姿を考えること、様々な立場の違いを越え、お互いを理解し、共感しながらまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、市民ひとりひとりがまちづくりに関する情報を共有し、まちづくりへの関心や意識を高め、市民が参加しやすい環境づくりと参加気運の醸成、さらにこれらを進めるためのしくみづくりが重要です。

一方で、市の都市計画マスタープランは、住民に最も身近な地方公共団体である市が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。また、都市計画は、その性質上、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響をおよぼしあうという性格を有する土地について、その合理的な利用が図られるよう一定の制限を課するものであり、その根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものです。

このため、本計画に示された方針に基づき、具体的な計画づくりを進めるとともに、着実な事業実施を図ることが重要です。

また、都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、長期的な見直しをもって定められるべきものですが、一方で、社会経済情勢や環境の変化に応じた見直しも必要です。

これらを踏まえ、以下に示す方針の下、本計画に示したまちづくりを進めていきます。

## 第1節 市民と行政の協働による、みんなが主役のまちづくりの推進

### 1. みんなが主役のまちづくりの考え方

ここでいうみんなが主役のまちづくりとは、

- 全てを行政に任せるのではなく、市民すなわち、市内に住む人、働く人、学ぶ人、地域活動団体、非営利活動団体、企業、学校などのそれぞれの主体がまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、主役となってまちをつくること
- 計画の初期の段階から、市民と行政、専門家などが協働してまちをつくること
- 個人的あるいは一地区のみの狭い利害関係を超えて、あるべきまちの姿を考え、あらゆる立場の人々が対話し、理解と共感を得ながら、身近なことから実践してまちをつくることと考えます。

### 2. みんなが主役のまちづくりを進めるために

#### (1) みんなが主役のまちづくりを進めるための情報の共有化

- ・ みんなが主役のまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報を公開し、市民が共有することが必要です。
  - ・ わがまちに関する最新情報を多様に知ることができることが必要です。
- そこで、
- ・ 本市の都市計画や都市計画マスタープランなど、まちづくりに関する計画について、市民、行政などすべての関係者に周知を図ります。
  - ・ まちづくりに関する情報が適時、適切に受発信され、市民誰もが、まちづくりの情報を共有できるしくみを検討します。

#### (2) 参加の場を増やし、まちづくりへの関心や意識を高める

- ・ みんなが主役のまちづくりを進めるためには、まちづくりへの関心や意識を高める機会があることが必要です。
- そこで、
- ・ まちづくりに係る計画づくりなど、様々な場面で市民参加の機会を設け、参加を通じて関心や意識を高めます。
  - ・ まちの体験学習、わがまちへの思いを公募する事業、生涯学習や教育現場との連携など、市の魅力や課題を共有する機会を設け、市民のまちづくりへの関心や意識を高めることにより、まちづくりへの市民の参加気運の向上を図ります。

### (3) 市民の主体的な活動を支援していくとともに、協働のまちづくりのしくみを整える

- ・ みんなが主役のまちづくりを進めるためには、まちづくり活動の支援やまちづくり活動団体の育成を進めることが必要です。あわせて、市民参加を支援するとともに、市民・行政・専門家が協働してまちづくりを進める体制・しくみを整える必要があります。
- ・ まちづくりには様々な分野にまたがる総合的な施策の展開が必要です。そのため、行政の関連する所管を横断的・有機的につなげ、市民との協働体制を以って施策を推進していくことが重要です。

そこで、

- ・ 市民・行政職員ともに、協働のまちづくりに必要な発意と対話の力を高めるとともに、まちづくりのリーダーとなる人材育成および行政職員の資質・能力の一層の向上に努めます。
- ・ 市民の自主的なまちづくり活動への支援制度の充実や活動の場の確保に努めます。
- ・ 協働のまちづくりを推進するため、まちづくりを考え、論議することができるよう、計画段階からの市民と行政の協働の場の構築に向けた取り組みを進めます。
- ・ 地区計画<sup>\*</sup>や建築協定<sup>\*</sup>など、住民参加型の都市計画制度の活用を促します。
- ・ 見守りや子育て、防災・防犯および環境対策など、地域の課題解決のための活動や組織づくりを支援します。
- ・ これらの取り組みの実現に向け、市民と行政の協働のまちづくりを進めるためのしくみづくりについて検討します。
- ・ まちづくりについての市民参加や地域住民の発意によるまちづくりを保障する（仮称）まちづくり条例の制定に向けて検討します。例えば、大規模な土地利用転換・農地転用・道路整備などの際に、地権者だけでなく周辺住民も関与や参加ができるしくみや、大規模住宅団地など一定地区におけるまちの維持管理や生活関連施設等の利用について、周辺住民の関与や参加ができるしくみなどについて検討します。

## 第2節 都市計画マスタープランの推進

### (1) 具体的な計画づくりと都市計画の決定・変更など

- ・本計画で示した方針を基本として、具体的な計画づくりを行うとともに、適切な時期に都市計画として決定・変更し、整備を具体化します。

### (2) 用途地域や地区計画<sup>※</sup>、宅地開発の基準の見直しなど、都市計画制度の運用

- ・用途地域の見直しや地区計画の決定、変更などの都市計画の策定に際しては、本計画に示した地区のめざすべき将来像を見据え、適正な土地利用を誘導します。
- ・水と緑豊かなまちづくりを進めるため、宅地開発の基準の見直しや地区計画など都市計画制度の活用について検討します。

### (3) 効果的な事業実施

- ・個別の実施計画策定や事業の検討にあたり、本計画に示した方針に照らして評価・検証する体制づくりに向けて取り組みます。
- ・長期的な視点に立って、周辺市と連携を図りながら、効率的かつ効果的な整備プログラムを策定し、それに沿って整備を進めます。

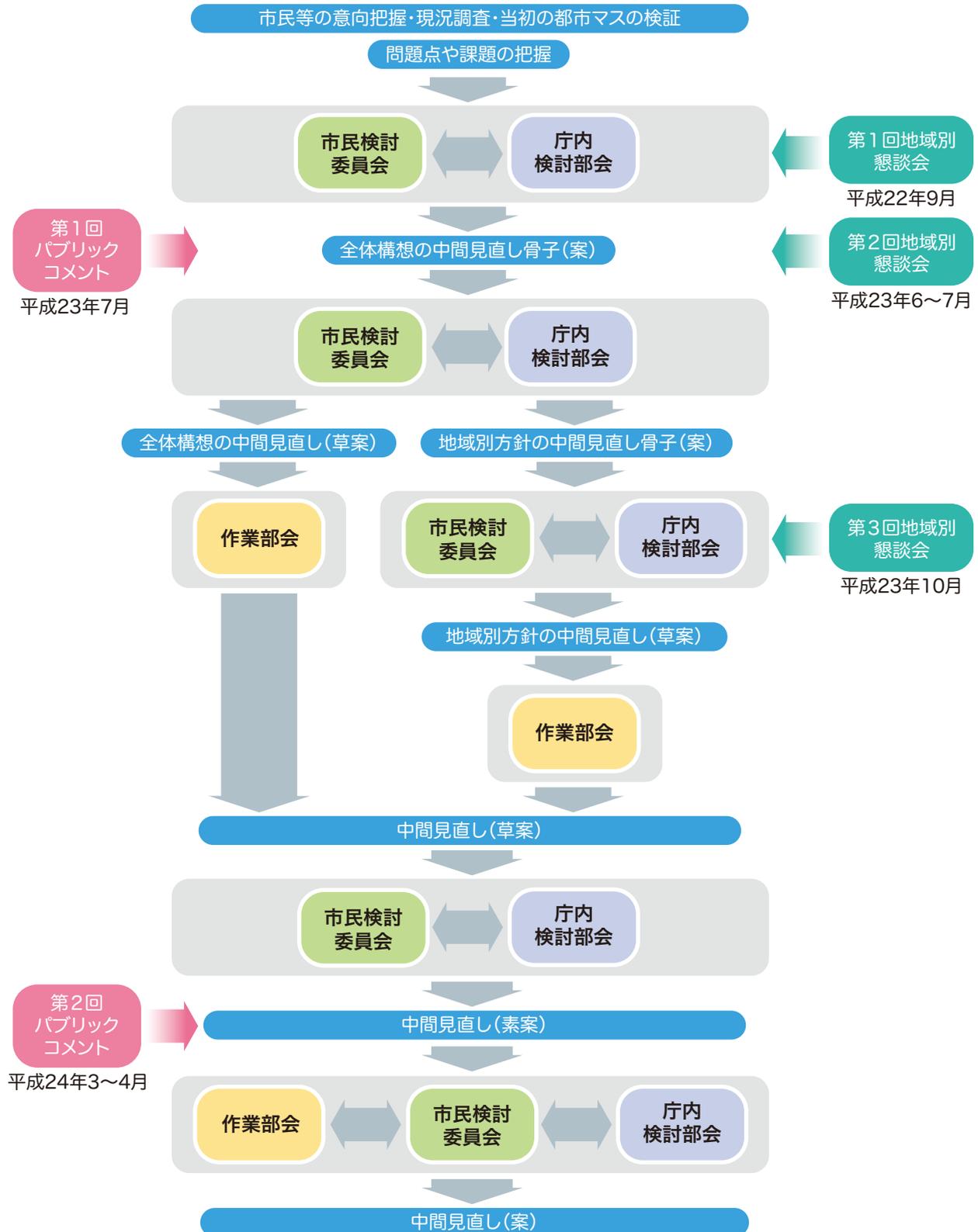
### (4) 本計画の進行管理と適切な見直し

- ・本計画に示した、めざすべきまちの将来像の実現のため、施策の進捗状況を定期的に確認し、その効果を評価、点検し、必要に応じ改善を図るなど、適切な進行管理を進めます。また、その過程で培われた経験と知識を次世代の都市計画マスタープランへ活用することができる、継続的なしくみを検討します。
- ・社会構造の変化や環境の変化による新たな課題が発見された場合や、社会的要求に変化が生じた場合、また上位計画との整合が必要となった場合は、市民参加のもとに本計画の見直しを図るなど、適時、適切な対応を図ります。



## 資料1 検討・審議経緯

## (1) 検討経緯 (全体の流れ)



注) 市民検討委員会: 東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会  
 庁内検討部会: 東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会  
 作業部会: 東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会作業部会

## (2) 検討経緯(会議等の開催)

平成 22 年	6 月 23 日	第 1 回市民検討委員会 主な議題：中間見直しのポイント、中間見直しの進め方
	6 月 29 日	第 1 回庁内検討部会 主な議題：中間見直しのポイント、中間見直しの進め方
	7 月 29 日	第 2 回庁内検討部会 主な議題：中間見直しのポイント、現行都市マスの検証
	8 月 25 日	第 2 回市民検討委員会 主な議題：中間見直しに係る「これからの議論の主なテーマ」
	9 月 12 日～ 9 月 29 日	第 1 回地域別懇談会 (合計 6 回開催。延べ 95 名の参加) 主な議題：東久留米市のまちづくりに関する重点テーマ
	10 月 20 日	第 3 回市民検討委員会 主な議題：委員会で議論するテーマ
	11 月 5 日	第 3 回庁内検討部会 主な議題：委員会で議論するテーマ
	11 月 17 日	第 4 回市民検討委員会 主な議題：テーマ「水と緑」
	11 月 24 日	第 5 回市民検討委員会 主な議題：テーマ「大規模団地の再生」
	12 月 15 日	第 6 回市民検討委員会 主な議題：テーマ「道路・交通」
	平成 23 年	1 月 11 日
1 月 25 日		第 8 回市民検討委員会 主な議題：テーマ「地域資源」
2 月 21 日		第 9 回市民検討委員会 主な議題：テーマ「防災・防犯」
2 月 28 日		第 10 回市民検討委員会 主な議題：テーマ「低炭素」
3 月 18 日		第 11 回市民検討委員会 ※第 11 回委員会は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、急遽、送付済であった委員会資料への意見提出の形で行った。
5 月 18 日		第 4 回庁内検討部会 主な議題：全体構想の中間見直し骨子(案)、地域区分見直し
5 月 25 日		第 12 回市民検討委員会 主な議題：全体構想の中間見直し骨子(案)

平成 23 年 つづき	6月15日	第13回市民検討委員会 主な議題：全体構想の中間見直し骨子（案）
	6月25日 ～7月28日	第2回地域別懇談会 （合計6回開催。延べ80名の参加） 主な議題：地域の課題等
	7月1日 ～7月29日	第1回パブリックコメントの実施 （意見提出者数12人、意見数65件） 案件：中間見直し骨子（案）
	8月19日	第5回庁内検討部会 主な議題：全体構想の中間見直し骨子（案）、地域別方針の中間見直し骨子（案）
	8月24日	第14回市民検討委員会 主な議題：全体構想の中間見直し骨子（案）
	10月4日	第1回作業部会 主な議題：全体構想の中間見直し（草案）
	10月12日	第6回庁内検討部会 主な議題：地域別方針の中間見直し骨子（案）
	10月13日	第2回作業部会 主な議題：全体構想の中間見直し（草案）
	10月18日	第15回市民検討委員会 主な議題：地域別方針の中間見直し骨子（案）
	10月20日	第3回作業部会 主な議題：全体構想の中間見直し（草案）
	10月23日 ～10月30日	第3回地域別懇談会 （合計4回開催。延べ56名の参加） 主な議題：地域別方針の中間見直し骨子（案）
	10月27日	第4回作業部会 主な議題：全体構想の中間見直し（草案）
	11月21日	第16回市民検討委員会 主な議題：地域別方針の中間見直し骨子（案）
	11月24日	第5回作業部会 主な議題：全体構想の中間見直し（草案）
	12月5日	第6回作業部会 主な議題：地域別方針の中間見直し（草案）
12月8日	第7回作業部会 主な議題：地域別方針の中間見直し（草案）	

平成 23 年 つづき	12月16日	第7回庁内検討部会 主な議題：中間見直し（草案）
平成 24 年	1月13日	第17回市民検討委員会 主な議題：中間見直し（草案）
	2月20日	第18回市民検討委員会 主な議題：中間見直し（草案）
	3月16日 ～4月13日	第2回パブリックコメントの実施 （意見提出者数 11 人、意見数 99 件） 案件：中間見直し（素案）
	4月17日	第8回作業部会 主な議題：中間見直し（素案）の最終レイアウト、資料編
	5月9日	第19回市民検討委員会 主な議題：中間見直し（案）

### (3) 審議経緯

平成 22 年	3月26日	第21回東久留米市都市計画審議会 報告：都市計画マスタープランの中間見直しについて
	11月11日	第22回東久留米市都市計画審議会 報告：都市計画マスタープラン中間見直しの検討状況について
平成 23 年	7月11日	東久留米市都市計画審議会委員勉強会 議題：都市計画マスタープラン中間見直し骨子（案）について
	11月17日	第24回東久留米市都市計画審議会 報告：都市計画マスタープラン中間見直しの検討状況について
平成 24 年	2月14日	第25回東久留米市都市計画審議会 報告：都市計画マスタープラン中間見直し（草案）について
	4月11日	東久留米市都市計画審議会委員勉強会 議題：都市計画マスタープラン中間見直し（素案）について
	5月23日	第26回東久留米市都市計画審議会 議案：都市計画マスタープランの改定について （原案のとおり承認）

## 資料2 東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会

## (1) 委員名簿

委員長	こいずみ ひでき 小泉 秀樹※	学識経験を有する者
副委員長	くわばら よしお 桑原 芳夫※	学識経験を有する者
委員	みうら ひでゆき 三浦 英幸	学識経験を有する者（平成22年6月まで）
委員	わたなべ ゆきふさ 渡部 行房	学識経験を有する者（平成22年7月から）
委員	うめもと ふじこ 梅本 富士子	市内の各種団体の構成員
委員	きむら ひさし 木村 久	市内の各種団体の構成員（平成23年7月まで）
委員	おおの あきら 大野 明	市内の各種団体の構成員（平成23年8月から）
委員	とど よしのぶ 百々 義信	市内の各種団体の構成員
委員	とよぶく まさみ 豊福 正己※	市内の各種団体の構成員
委員	のりたけ こうじ 則竹 浩二	市内の各種団体の構成員
委員	ほんま ひろゆき 本間 弘之※	市内の各種団体の構成員
委員	みさわ よつこ 三沢 よつ子	市内の各種団体の構成員
委員	おおもり こうじ 大森 興治	公募市民
委員	くぼ た ゆきこ 久保田 幸子	公募市民
委員	こやま みのる 小山 実	公募市民（平成23年3月まで）
委員	たなか なおこ 田中 直子※	公募市民
委員	わたなべ めぐみ 渡辺 めぐみ	公募市民

※は作業部会メンバー

## (2) 東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 東久留米市における都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の中間見直しを行うため、東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2 市民委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。

- (1) 都市計画マスタープランの中間見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3 市民委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 市内の各種団体の構成員 7人以内
- (3) 市民 5人以内

3 第3の2(3)の市民は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### (任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 市民委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 市民委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し出席を求め、その意見等を聴くことができる。

### (作業部会)

第7 市民委員会は、第2に掲げる調査及び検討を行うにあたり必要があると認めるときは、市民委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会員は、委員長が指名する。

## (検討部会)

第8 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会(以下、「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長を置き、部会長は都市建設部長をもって充てる。
- 4 部会長は、検討部会の会務を総理する。
- 5 第6の規定は、検討部会について準用する。この場合において、同項中「市民委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第9 市民委員会及び検討部会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

## (委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営において必要な事項は委員長が、検討部会において必要な事項は部会長が定める。

## 付 則

- 1 この訓令は、平成22年4月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の会議において委員長が互選されるまでの市民委員会の招集は、第6の1の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この訓令は、第2の規定による報告をもって廃止する。

## 別表(第8関係)

職 名
環境部長
都市建設部長
市民部防災防犯課長
環境部環境政策課長
環境部ごみ対策課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部都市計画課都市政策担当課長
都市建設部施設管理課長
都市建設部施設管理課施設建設担当課長

## 資料3 用語解説

## あ行

新しい公共	NPOやボランティアなどのパートナーシップにより、開かれた公共空間で支えられる地域社会を形成すること。
駅北口地区	本計画における駅北口地区とは、東久留米駅東側の中心商業業務地のうち、区画整理区域外の区域をさす。
エネルギーセキュリティ	エネルギーの安定供給の確保をめざした総合的なリスク管理。

## か行

幹線道路	市内外または市内の地域間を連絡する機能を担う道路。
基本構想	議会の議決を経て定められる、市町村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想。都市計画法で、市町村が都市計画マスタープランを定めるにあたり「即す」と定められている。
協調建替え	建物の高さを揃え、また敷地境界から壁面を一定距離後退させるなど、より良い環境を育成するためのルールを作り、それに沿って個別の敷地単位で建築物の建替えを行うこと。
共同建替え	複数の土地権利者が敷地を共同化して建築物を建替えること。
緊急輸送道路	震災時の救助や物資輸送などを円滑に行うため、応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路であり、避難や消火活動等を行う上でも有効な空間となることが期待できる。
景観緑三法	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つをあわせた総称で、平成17年に施行された。
建築協定	住宅地や商店街などの環境や利便性を維持推進するために、土地所有者等同士でかわされる建築に関する協定。
高齢単身者世帯	65歳以上の単身者の世帯。
高齢の夫婦のみの世帯	夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯。
コミュニティゾーン	自動車のスピード抑制や歩車分離などの歩行者の安全確保対策を展開する、一定のまとまりを持った地区。

## さ行

再生可能エネルギー	太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギーのこと。
市街化区域	都市計画法第7条第2項に規定される「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。

市街化調整区域	都市計画法第7条第3項に規定される「市街化を抑制すべき区域」のこと。
市外居住者へのアンケート	市民アンケートの項を参照。
自然的土地利用	農地、採草放牧地、森林、原野、水面・河川・水路などで、都市的土地利用以外の土地利用の総称。
市民アンケート	今回の中間見直しにあたって実施したアンケートであり、実施概要は下表の通り。

	市民アンケート	市内事業所等アンケート	市外居住者アンケート
調査対象数	20歳以上の 市民3,000名	本市に所在する 32事業所	左記の市内事業所に 勤める市外居住者480名
調査方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収
調査時期	平成22年1月	平成22年1月	平成22年1月
回収状況	1,230票回収 (回収率41.0%)	7票回収 (回収率21.9%)	170票回収 (回収率35.4%)

主要幹線道路	主として広域の自動車交通を円滑に処理する機能を担う道路。
3R(スリーアール)	リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(資源の再生利用)の略称。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスを言う。生物多様性条約は、1992年(平成4年)にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で気候変動枠組条約とともに採択された。平成22年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋市で開催され、それまでの2010年目標が改訂されて、2010年以降の目標(新戦略計画)が採択された。
即す/即する	ぴったり適合すること。「整合」は、内容に矛盾がないこと。

## た行

宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい土地の区域のことであり、区域内で行われる宅地造成工事は、着手前に都知事の許可が必要となる。
多摩北部都市広域行政圏	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で構成される広域行政圏。文化事業や図書館の相互利用等のサービスを提供している。

地域公共交通	鉄道や路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の公共運送サービス。
地域別懇談会	今回の東久留米市都市計画マスタープランの中間見直しに伴って、地域別に開催した懇談会のこと。(実施時期:平成22年9月、平成23年6月～7月、平成23年10月)
地区計画／地区計画制度	地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度。
東京都福祉のまちづくり条例	ユニバーサルデザインの理念のもと、すべての人にとって住みやすいまちを実現するため、都が取り組む基本的な施策を位置づけるとともに、多数の者が利用する施設について、整備基準への遵守や、工事着手前の届出義務を定めている。
東京の都市づくりビジョン	東京都がめざすべき都市像の実現に向かって、多様な主体の参加と連携によって、戦略的に政策誘導型の都市づくりを展開する上での基本的な方針(平成21年7月改定)。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2に定められており、都市計画区域ごとに、都道府県が定めるものとされている方針で、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれる。市町村の定める都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)は、この方針に即して定めるものとされている。
都市的土地利用	道路、住宅地、工業用地、その他の宅地など、主として人工的施設による土地利用の総称。
土地区画整理事業	道路や公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業。

## は行

バリアフリー化	障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
バリアフリー新法	平成12年に制定された公共交通機関や駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を進める交通バリアフリー法と、平成6年に制定された建築物を対象にバリアフリー化を進めるハートビル法(平成14年に改正)を統合・拡充したもので、平成18年に施行された。
東久留米市第4次長期総合計画(基本構想)	平成23年に策定された東久留米市の基本構想であり、平成32年を目標年次として「“自然 つながり 活力あるまち”東久留米」の実現をめざしている。

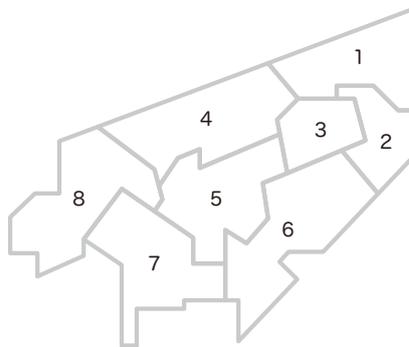
東村山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	東久留米市、東村山市、清瀬市で構成される東村山都市計画区域について、都市計画法第6条の2に定めるところにより都が定める方針。東久留米市都市計画マスタープランは、この方針に即して定めるものとされている。
ポケットパーク	市街地の一角などで、わずかな空間を活用して休息の場所を提供し、都市環境を改善しようとする小規模な公園。
歩行系ネットワーク	歩道や遊歩道が整備されているなど、歩行者が安全・快適に歩いて回れる歩行環境を有する道のネットワーク。
補助幹線道路	主要幹線道路や幹線道路を補完する機能を担う道路。

## ま行

まちづくり三法	都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律の三つをあわせた総称で、平成10年に施行された(大店立地法のみ平成12年施行)。
未利用エネルギー	河川水・下水等の温度差エネルギー(夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水)や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのこと。
民間特定建築物	学校、病院、老人ホーム、集会場、ホテル、百貨店など多数の者が利用する一定規模以上の建築物や危険物を取り扱う建築物など「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条に定める建築物で、東久留米市「耐震改修促進計画」の中で耐震化の目標値を示しているもの。
民有地	国や地方公共団体などの所有地を除く、固定資産税の評価対象地。
モニタリング	定期的に計測・監視すること。

## や行

優先整備路線	平成18年～平成27年度のおおむね10年間で優先的に整備すべき路線の区間で、東京都・28市町「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」に基づく。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



---

表紙写真

(おもて)

- 1 東久留米団地
- 2 スポーツセンター
- 3 富士見テラスからのぞむ富士山
- 4 東久留米総合高等学校と黒目川
- 5 まるにえホール(生涯学習センター)
- 6 落合川・いこいの水辺
- 7 滝山団地センター地区
- 8 柳窪緑地保全地域と黒目川

(うら)

富士見テラスと眺望(小松原 昌男氏 提供)

---

写真提供

小松原 昌男氏(市内在住)

カ久 俊治氏(市内在住)

柳泉園組合

---

## 東久留米市都市計画マスタープラン

平成24年(2012年)5月

発行/東久留米市

編集/都市建設部都市計画課

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話 042-470-7777(代表)

---



東久留米市